

足利氏の制札の研究

—— 南北朝期を中心に ——

富澤 一弘 ・ 佐藤 雄太

Seisatsu of Ashikaga Clan during Nanbokucho-Era

Tomizawa Kazuhiro ・ Sato Yuta

序 章

第1節 研究の動機

筆者らはこれまでに、戦国時代では、後北条氏や武田氏など、南北朝時代では、今川氏や大内氏などの制札について研究を行ってきた。

制札とは、特定の場所で、主に禁止事項を周知させるためのものであり、掲示される場合は、主として木札で掲げられた。制札は、領国の支配政策を知る重要な指標であり、詳しくは次節で後述する。

本論文では、南北朝期、特に足利尊氏・直義兄弟の制札に注目して検討していく。南北朝時代は、1336年（建武3・延元元）に朝廷が2つに分かれ、1392年（明德3・元中9）に両朝廷が統一されるまで戦乱が続いた時代であり、その間多くの制札が発給された。

特に幕府を開いた足利尊氏と弟直義は多くの制札を残し、その様式は後の時代へと大きな影響を与えたと考えられる。

そこで、本論文では、足利氏の制札、特に尊氏・直義兄弟の文書を中心に検討し、南北朝の動乱で、制札がどのように変遷していったか、後の時代へと継承されていった制札は、どの時期に確立したか、また後の時代へと繋がらなかった様式が存在したかなどについて検討していく。

第2節 制札の概要

制札とは、一般的に、ある特定の場所において、特定の行為を禁止することを、不特定多数に告知する文書である（註1）。禁制・定書・掟書、また近世では高札と呼ばれることもある。（本論文では、とくに断わりのない場合は制札とする。）

条目は木の板に書かれて発給される場合と紙に書かれて発給される場合があった。紙で発給され

た場合は受けた者が木に写して掲示した。

禁令の掲示は奈良時代末からみられ、平安末期には朝廷の成文法が「制符」として発布され、このなかで奢侈禁制、博打の禁止、治安維持などが定められている（註2）。

鎌倉時代には幕府により、関東下知状として出され、徳政や博打禁制、また寺社に対しては検断使が入ることを禁じるなどの札が多く立てられた（註3）。しかし、制札として形が整えられるのは、室町時代に徳政・撰銭・喧嘩口論などの札が立てられてからである。

制札の様式は、まず禁制・^(さだむ)定・制札等と書き、その下に禁制の及ぶ範囲（「^{ところづけ}所付」と呼ばれる）を示し、次に禁令の要旨を普通三ヶ条、そうでない場合も奇数の箇条書であげ、違反者に対する処罰文言で結ぶというものである。最後に発給者（奉書形式の場合は奉者）が署判をするが、宛所は禁制の性格から言っていないのが普通であり、所付で示された場所になんらかの関係を有する者が、事実上の受領者となった。

室町時代には、農村・市の発達により法令の対象が拡大され、領民に告知する法令が多く出されるようになるとともに、戦乱のなかで兵火の災害を避けるため、寺社などは軍隊の通過・戦闘に先立って、その将の保護を求めて制札を申請することが多かった。

制札は当初、寺社に対する信仰の観念より保護する目的で与えられたと考えられているが、時代が進むにつれ、制札の申請の際、筆耕銭・取次銭・判銭・札銭といった手数料、もしくは兵糧などを支払うようになった。この軍隊の暴力から保護するための禁制は「かばいの制札」と呼ばれた。

戦国時代の動乱の中で、その需要が急速に高まると、大名の軍事資金調達の一手段として利用されるようになった。このなかで大名が新たに進出した地域では、同日付の制札を大量発給するという手法もしばしばとられていた（註4）。

本論文で扱う時期は、制札が確立する前とされる南北朝期であるが、足利尊氏・直義兄弟、細川氏・今川氏などの有力家臣、北朝方として活動した赤松氏や九州の菊池氏らも多くの制札を発給している。南北朝の動乱において、初期は公家方や武家方の制札が入り乱れており、制札の様式は画一されていない。しかし、時期が進むと、各氏によって発給された制札は、それぞれ様式が異なるが、尊氏らは鎌倉幕府以来の様式を、南朝方の武将はそれぞれ独自の様式を用いるなどの傾向がみられる。

また、戦時において乱妨狼藉を禁止する制札も多く発給されており、戦国時代と大きな差がないものも多数存在する。この時期に大量の制札が発給されたことで、制札はある程度の確立をみせ、南北朝期の制札は、後の戦国時代の制札に繋がっていく。

【註】

- (1) 『日本史大事典』 2（平凡社、平成5年2月）911－912頁
- (2) 大久保治男・茂野隆晴著『日本法制史』（高文堂出版、昭和63年5月）129頁
- (3) 三浦周行編『法制史の研究』（岩波書店、大正8年2月）91頁

（4）同（1）

第3節 収集した制札

本論文での史料の収集については、後醍醐天皇による建武新政期から、足利尊氏の没年前後までとした。足利尊氏は、北条氏の打倒から、建武の新政、南北朝の分裂、観応の擾乱の時代を生き、この戦乱期に、最も多くの制札を多く残している。

南北朝時代までの史料を網羅する『南北朝遺文』を中心として、各自治体史、東京大学史料編纂所『大日本史料』を用いた。

そして、実際に掲示された制札とは異なるが、乱妨狼藉の禁止・竹木の切り取りの禁止など制札で定められることを含み、それをもとに制札が作られ、掲示された可能性が高い文書についても制札に準ずるものとして収集したところ、約200点を集めることができた（制札一覧表、論文末尾掲載）。

第1章 足利氏の制札

第1節 初期の足利尊氏の制札

南北朝期、最も多くの制札を発給したのが、足利尊氏である。集めた限りでは、足利尊氏の制札と制札に準ずる文書は30通以上収集できた。

まず、初見の足利尊氏制札をみってみる【史料1】。

【史料1】

小松茂美著『足利尊氏文書の研究』3解説篇（旺文社、平成9年9月）62頁

19足利高氏禁制高札 元弘三年五月十八日

29歳

宮津市・金剛心院蔵

【原文】

於致狼藉之軍勢

等者可被重科之

金剛心院

状如件

元弘三年五月十八日 源朝臣 ^{〔足利尊氏〕}（花押）

この制札は、丹後国真言宗の寺院である金剛心院における、軍勢の狼藉を禁止するものである。発給の背景を述べておくと、同月7日、足利高氏（尊氏初名）は、六波羅の北条氏勢力を打倒している。そして、伯耆国にいた後醍醐天皇は、この文書の前日17日に北朝の光厳天皇を廃し、「正

慶」を「元弘」に復している。

また、同月21日に鎌倉は攻め落とされ、前執権北条高時は自刃することになる。先の文書は18日のものであるため、まだ混乱の続く状況下で発給されたと考えられる（註1）。

様式についてみていくと、本文の上に宛所が書かれている。この宛所の位置は、調べた限り、この文書のみであり、他の人物による制札にもみられず、後に繋がるものではなかったと考えられる。しかし、本文の文言は、後に大量発給される制札と大きく異なるものではなく、宛所以外は、後の時代の制札と大きく異なるものではない。

次に三島神社宛の制札をみってみる【史料2】。

【史料2】

静岡県編『静岡県史』史料編6中世2（静岡県、平成4年3月）5頁

九 足利尊氏禁制 三島神社文書 ○三島市大宮町

禁制 海道路次并宿々狼藉事、或号早馬御持、或称方々使者、奪取旅人并在地人牛馬、於宿々宛課雑事、寄事於左右、致種々狼藉之旨有其聞、所詮雖号早馬、不帶過書者不可許容、若不拘制法者、可召捕其身之状如件、

元弘三年八月九日

^{〔足利尊氏〕}
(花押)

この文書は、狼藉の禁止だけでなく、公的な使者と称して、旅人や現地の牛馬を奪い取ることや雑事を課すこと禁止し、さらに過書（通行許可証）を持っていない者は、制法にかかわらず捕えることを定めている。この制札は、具体的に内容が書かれており、三島神社側からの要望が強く反映されたものと言える。

建武新政以前の足利尊氏の制札は、前述の2通がみられた。金剛心院宛のものは、簡潔な狼藉を禁止する制札、三島神社宛のものは、受ける側からの要望を反映した制札であった。前者の簡潔なものは多少形を変え、後の時代、特に多く発給されることになる。

【註】

(1) 小松茂美著『足利尊氏文書の研究』3解説篇（旺文社、平成9年9月）62-63頁

第2節 南北朝時代初期の足利氏の制札

建武元年から同2年は制札が極端に少なくなっている。この時期は、後醍醐天皇による建武の新政が行われており、大きな戦乱がなかったためと考えられる。

制札が多く発給されるようになったのは、尊氏が後醍醐天皇と対立し、朝廷が南北に分かれた時期からである。その際は軍勢・甲乙人の乱妨狼藉を禁止する簡易な制札が多くみられた。

まず足利方の制札は、建武3年1月23日付、足利氏の執事である高師直のものがみられる。

【史料3】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之3（東京大学出版会、昭和44年1月）9頁

〔寶積寺文書〕○前田侯爵所蔵

大山崎寶積寺○山城乙訓郡ニアリ事、於寺内軍勢、并甲乙人、致狼藉者、可被處重科之状、依仰執達如件、

建武三年正月廿三日

武藏權守（花押）

これは、足利尊氏が後醍醐天皇と対立した後、鎌倉より京都に攻め上がった際に発給されたものである。宝積寺内での軍勢・甲乙人の狼藉を禁じる簡潔な制札であり、京都を中心として、広い範囲に発給された可能性が高い。

この後、尊氏は北畠顕家の進軍などにより、敗走することになる。しかし、尊氏は九州で態勢を整え、同年5月には摂津湊川で楠木正成らを破り、6月には新田・名和との決戦に勝利、8月には光明天皇を擁立した。以降、北朝勢力による制札が大量に発給される【史料4】。

【史料4】

小松茂美著『足利尊氏文書の研究』3解説篇（旺文社、平成9年9月）176頁

84足利尊氏禁制高札 建武三年八月二十九日

32歳

宮津市・金剛心院蔵

【原文】

金剛心院

〔足利尊氏〕
(花押)

右軍勢并甲乙人等致

乱入狼藉者可處重科

状如件

建武三年八月廿九日

金剛心院宛の制札は、元弘3年5月18日付のものを前述したので、この文書と比較してみる。

まず、宛所は始めに書かれている。「禁制」や「制札」が文頭に書かれた文書では、その下に書かれる場合もあるが、この時期のほとんどの文書は最初に書かれている。

花押の位置も文頭にあり、権威の高い袖判様式で、これはほぼ尊氏・直義しか用いていない。2人以外の制札では、花押は日付の下に書かれるのがほとんどであった。

この時期は、先述の制札のように、軍勢・甲乙人の乱妨狼藉を禁じるのみの簡潔な制札が多く発給されたが、細かい文言の違いもみられた【史料5】。

【史料5】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之6（東京大学出版会、昭和45年1月）738-739頁
[相州文書] 鎌倉郡四十二所村五大堂明王院藏

制札

新尺迦堂領武蔵國比企郡大塚郷事、於彼所不可致濫妨狼藉、若令違犯者、可有其咎之状如件、

曆應四年卯月八日 (上杉重能) (花押)

この文書は、文頭に「制札」と書かれているが、南北朝期は宛所のみか「禁制」の場合が多く、「制札」と書かれたものは9通と少なかった。さらに、「可有其咎之状」という表現もあまりみられないものであった。その理由として、発給された地が関東の武蔵国であるということから、以前より鎌倉幕府より制札を受けていた可能性もあり、その前例に則ったことが考えられる。また、単に地域による差異ということもあるだろう。

制札の細かい差異が、何を示すのかについては今後の課題としたい。

第3節 観応の擾乱時の足利氏の制札

貞和6年（観応元年、1350年）以降、さらに簡潔な制札が増えていく。この時期は、足利尊氏の実子で直義の養子となった足利直冬の挙兵や足利直義の南朝への帰順による全国規模の内乱など各地で激しい争い（観応の擾乱）が行われた時代である。

まず、この時期に多くの制札を発給した足利直冬のもをみってみる【史料6】

【史料6】

瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編第3巻（東京堂出版、昭和58年10月）91頁

○二七二七 足利直冬禁制 ○肥前東妙寺文書

(肥前國神崎郡)
法妙寺

右、於當寺、寄事於動亂等、不可致狼藉、若有違犯之輩者、可處罪科之状如件、

貞和六年三月廿八日 (足利直冬)
(花押)

直冬は翌年6月にかけて、制札を中国・九州地方を中心として広範囲に発給した。その制札は先述の史料と同様の簡潔なものである。

他の制札も、足利直冬の制札同様、戦時における乱妨、狼藉の禁止を簡潔に述べる制札がほとんどとなっている。

次に、正平6年（1351）頃、足利直義との対立の際、足利尊氏が一時南朝に下った際の制札をみってみる【史料7】。

【史料7】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之15（東京大学出版会、昭和47年10月）662頁

[東光寺文書] ○駿河
 ^(尊氏)
 (花押)

禁制

東光寺

右於寺内及寺領、軍勢甲乙之輩不可致乱入狼藉、若有違犯族者、可處罪科之状如件、

正平六年十二月十三日

この文書は、前述したとおり、尊氏が一時南朝に降伏した時のものなので、元号が南朝のものである「正平」となっている。他の点では、北朝時に発給した前年9月22日制札（註1）と同じように書かれており、南朝方となった際、制札の様式には多くの変化がみられない。これは、尊氏の様式が、南朝の権威に左右されなかったことと、全国的に制札が簡潔化していき、差異がなくなっていくことが理由と考えられる。

特に、後者は長く戦乱が続き、大量の制札が必要となったため、制札はより簡潔なものが求められるようになっていった。また南北朝の対立は、各勢力の分裂を引き起こすことで、新興勢力を生みやすく、これまで制札を申請できなかった層が力をつけ、制札を要求できるようになったことも、制札の大量発給と簡潔化の理由であろう。

足利尊氏は、直義の死後、再び南朝と対立し、以降も制札を発給するが、特に変化はなく、直義との対立の頃には、制札の様式は確立したと考えられる。

【註】

- (1) 東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之15（東京大学出版会、昭和47年10月）300頁 [妙顕寺文書]

第2章 足利直義の制札

第1節 足利直義について

ここでは、足利尊氏の弟、足利直義の制札をみていく。

直義は、尊氏の同母弟であり、足利幕府成立後は、軍事面を尊氏が、政務面を直義が担当し、直義は尊氏に次ぐ地位にあった。しかし、貞和5年（1349）8月、直義は執事高師直との確執から職を追われ、出家した後、観応元年（1350）10月、南朝と和議を結び、尊氏と対立することとなった。これにより全国の諸将は2つに分かれ、その後十数年におよぶ観応の擾乱がはじまった。

直義自身は師直を討ったことで、一時尊氏と和議をするが、両者の関係は修復しなかった。そし

て観応2年、再び尊氏と対立するが、鎌倉において敗れ、翌年2月に急死し、当時より尊氏による毒殺と噂された。

第2節 初期足利直義の制札

まず、初期の足利直義制札をみていく。幕府の成立する建武3年11月以前の制札は3通ある【史料8】(註1)。

【史料8】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之3(東京大学出版会、昭和44年1月)598頁

[観念寺文書] 一 ○伊豫

観念寺、(直義)(花押)

右軍勢以下甲乙人等、於致亂入狼藉之輩者、可處重科之状如件、

建武三年七月一日

3通とも、簡潔な制札であり、尊氏のものとは大差ない。ただし、これらの制札は袖判であり、足利方で袖判を多く用いたのは、尊氏以外では直義であり、尊氏に継ぐ立場にあった直義の權威の強さがうかがえる。

【註】

(1) 東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之3(東京大学出版会、昭和44年1月)653-654頁 [大山寺文書]

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之3(東京大学出版会、昭和44年1月)684-685頁 [鞍馬寺文書]

第3節 足利幕府初期の直義の制札

この節では、北朝成立後の直義の制札をみていく。直義は、この時期幕府の政務全般を担当した絶頂期であり、各所に制札を発給した。そして、直義の制札には、尊氏と大きく異なるものがみられた。

まずは遍照心院宛の禁制をみてる【史料9】。

【史料9】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之4(東京大学出版会、昭和44年5月)440頁

[大通寺文書] ○山城

禁制 西八條遍照心院

右當寺者、清和六孫王之舊名跡、鎌倉右丞相之菩提所也、彼正室三位家建立之仁祠、禪定尼二位家歸依之練若也、爰天道之所授、我家忽開運、相當斯時、豈不崇重乎、而無慚無愧之輩、寺邊寺領之間、或不憚佛陀之冥鑒行殺生、或不拘僧衆之制止致濫吹云々、自今以後、嚴密加禁遏、可被處其咎、若猶有違犯輩者、就注進交名、糺明子細、可令罪科之狀下知件、

建武四年十一月十八日 左馬頭源朝臣（花押）

この禁制では、清和源氏の祖である六孫王や源頼朝（「鎌倉右丞相」）などの由来が書かれ、また信仰心が全面的に押し出されている。尊氏や他の足利方の簡潔な制札とは一線を画す制札である。次に、康永3年3月9日水無瀬宮への禁制をみよみる【史料10】。

【史料10】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之8（東京大学出版会、昭和45年9月）170-171頁

[水無瀬宮文書] 一 ○攝津

禁制

水成瀬殿大興禪寺事

右水成瀬故宮大興禪寺者、後鳥羽天皇依爲令遺叡執給之皇居、奉安置宸翰御影之淨場也、別院安養寺者、亦同御宇自刻彫之彌勒慈尊車□面之石像也、靈威年舊、効驗日新、而近比武士甲乙人等、不恐佛意神慮、亂入庄内、恣伐取竹木、令致狩獵云々、所行之企、招其咎歟、於向後者、固可停止之、若有違犯之族者、爲處罪科、可令注進交名之狀如件、

康永三年三月九日

左兵衛督源朝臣（花押）

水無瀬宮（現水無瀬神宮）は、後鳥羽上皇が隠岐に流されて崩じた後、上皇の離宮後に建てられ、御影堂として後鳥羽上皇を祀った場所である。直義は、この地にも禁制を発給しており、その内容は「靈威年舊、効驗日新」「不恐佛意神慮」と信仰心を全面的に押し出すものである。

これら2通以外にも、土佐国五台山への制札（註1）などがみられ、直義は先述の文書を広範囲に発給していたと考えられる。

直義が前述のような制札を発給した背景には政務全般を握り、高い権力を有していたことがある。また、直義の信仰心と保守的性格も色濃く反映されたと考えられる。ただし、このように長く、また由緒などを明確に書く制札は、受ける側にも一定の権威の高さや、筆耕銭・取次銭などの費用が必要であったと推測される。そのため、前述の直義型の制札は、戦時の安全保護というよりも、ある程度の安定期に、権威を認めるために発給するという性格が強くなり、混乱時にはあまりみられないものと考えられる。

次節では、観応の擾乱期に直義の制札がどうなったかを検討する。

【註】

- (一) 松岡久人編『南北朝遺文』中國四國編第2巻（東京堂出版、平成元年1月）194頁〔一四八三号文書 足利直義五臺山制札〕

第4節 観応の擾乱以後の足利直義の制札

観応の擾乱の頃の直義の制札は4通残っている。この時期には、直義の制札も他と同じく、簡潔なものになった【史料11】（註1）。

【史料11】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之14（東京大学出版会、昭和47年8月）668頁

〔東光寺文書〕一 ○山城

禁制鞍馬寺 ^(直義)
(花押)

右武士以下甲乙人等、不可致乱妨狼藉、令違犯者、可處罪科蒸如件、

観應二年正月廿日

直義の制札が簡潔化していったこと背景には、本人の職、権威が失われていったこと以外に、戦乱が続く中で、以前の直義型の制札は求められなくなったことが考えられる。尊氏の制札の検討の際に述べたが、南北朝期の混乱下では、まず安全の保障が最優先されたこと、大量の制札が必要となったことで、前節の直義のような長く、難解な部分の多い制札よりも、簡潔で大量に発給できる形式の制札が求められるようになった。

前節のような直義の制札は、混乱期には必要とされず、簡潔で大量発給可能な制札の要求が爆発的に増え、その状況下で戦時における制札は確立していき、この様式は戦国時代まで広く使われるようになる。

【註】

- (1) 東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之14（東京大学出版会、昭和47年8月）678頁〔廣隆寺文書〕
- (2) 東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之15（東京大学出版会、昭和47年10月）238-239頁〔大徳寺文書〕
- (3) 東京大学史料編纂所『大日本史料』第6編之15（東京大学出版会、昭和47年10月）608頁圓〔圓覺寺文書〕

終章

今回南北朝期の制札を足利氏、特に尊氏・直義に焦点をあてて検討してきた。

足利氏の制札は、大きく分けると建武の新政以前・北朝成立前後から観応の擾乱まで、観応の擾乱以降に分けられる。

建武の新政以前は、制札の数は少なかったため、断言することはできないが、まだ権力の中核に位置せず、制札の確立はなされていなかったと推測される。

北朝が成立し、足利氏が幕府を開いて以降、乱妨狼藉を禁止する簡潔な制札は、ほぼ一定の形をもつようになっていった。しかし一方では、政務全般を掌握した足利直義による由来や祈願、信仰を多く含んだ制札も、北朝優勢の状況下では発給されることもあった。

観応の擾乱以降の制札は、ほとんどが簡潔な狼藉禁止の制札となり、直義も簡潔な制札しか残していない。この時の戦時における制札は、戦国時代とほぼ変わらない形となっており、この時期に確立されていったものと考えられる。

このように大量の制札が発給されるようになった背景には、南北朝の対立による新興勢力の進出もある。以前には相手にされなかった範囲の層も動乱のなかで力をつけ、制札を要求できるようになった。

なお、この時代、市場に関する制札はみられなかった。戦乱が続く時代であり、まだ商業を重視できる状況ではなく、また影響力もなかったためと考えられる。戦時以外の制札に就いては、後の義満時代以降で検討を行ってきたい。

そして、本論文では、足利氏を中心に扱ったので、南朝側の制札については詳しい検討ができなかった。後醍醐天皇の臨時や新田・菊池・北畠氏などの制札も多く残っているので、今後北朝と比較しつつ、検討していきたい。

また、戦国時代と比較すると、この時期は綸旨や御教書などを前例として、制札を申請することが多く感じられる。朝廷が2つに分かれ、綸旨の濫発、さらに公家・武家双方による文書の発給などにより、権力が複雑化したためと考えられる。しかし、戦国時代には、朝廷の権威は失われ、前例としては用いられなくなったのだろう。

文頭の表記については、全体的に「禁制」もしくは宛所を文頭に置く場合が多くみられ、また少数の「制札」表記がみられた。尊氏も観応3年（正平7、1352）に圓覺寺宛で「制札」表記の文書を発給しているが、特に変わった制札ではなく、傾向は明らかにできなかった。ただ、関東地方には「制札」表記の文書が多くあったので、地域により文頭表記の違いがあるかも、今後検討していきたい。

（とみざわ かずひろ・本学経済学部教授／

さとう ゆうた・本学大学院経済・経営研究科博士後期課程）

足利氏の制札一覧表 一 尊氏・直義と主要家臣

元号	西暦	月日	文頭	文	文の内容	花押などの様式	勢力	発給国	所蔵	内容	備考	発給の主体	宛所	出典
北朝	南朝													
正康2	元弘3	1333	5月18日	足利高氏禁制	宛所	文	本文後の日付の下に「源朝臣」と花押	丹後国	官津市金剛心院藏	軍勢の狼藉の禁止		足利尊氏	金剛心院宛	『足利尊氏文書の研究』3解説編62頁
正康2	元弘3	1333	8月9日	足利尊氏禁制	禁制	文	本文後の日付の下に花押	東海道	三島神社文書	海道での狼藉の禁止、早馬御侍や使者と称して、旅人や現地の民を辱め入るることの禁止、その他の狼藉の禁止		足利尊氏	三島神社宛	『關原遺史』資料6中巻2・5頁・『足利尊氏文書の研究』3解説編72頁
建武3	延元1	1336	1月23日	足利尊氏禁制	宛所」事	文(1簡条)	本文後の日付の下に官途名と花押	北朝	山越国 寶積寺文書 前田保高所蔵	寺内での軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止		季者高師直	寶積寺文書	『大日本史料』第6編3冊99頁
建武3	延元1	1336	2月1日	高師直禁制	禁制	文(1簡条)	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	長防風土記	寺社での軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止		高師直	松嶺山宛	『大日本史料』第6編3冊95頁
建武3	延元1	1336	3月24日	足利尊氏書状	宛所	文	本文後の日付の下に「源朝臣」と花押	北朝	共作国 勘修寺文書	乱妨の禁止		足利尊氏	勘修寺僧正御坊	『南北朝遺文』九州編第1巻166頁
建武3	延元1	1336	7月1日	一色道敏禁制	宛所	文(1簡条)	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	肥前国 肥前通寺文書	寺内での甲乙人の乱妨狼藉の禁止		一色道敏		『南北朝遺文』九州編第1巻295-307頁
建武3	延元1	1336	7月5日	高師泰奉書写	なし	文(1簡条)	本文後の日付の下に官途名	北朝	反町実作氏所蔵三浦利田文書	「禁制」の文言		高師泰	相田二郎某、四郎兵衛	『南北朝遺文』関東編第1巻248頁
建武3	延元1	1336	12月2日	足利尊氏書状	宛所	文	本文後の日付の下に名前	北朝	日向国 薩摩長谷場文書	武士の違乱の停止		足利尊氏	一乘院御坊宛	『南北朝遺文』九州編第1巻248頁
建武3	延元1	1336	12月2日	足利尊氏書状	宛所	文	本文後の日付の下に名前と判	北朝	日向国 薩摩長谷場文書	武士の違乱の停止		足利尊氏	長谷場武蔵介宛	『南北朝遺文』九州編第1巻248頁
建武3	延元1	1336	5月28日	足利尊氏禁令	なし	文	文頭に花押	北朝	摂津国 甲州末木村慈眼寺藏	軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止		足利尊氏	摂津国小原庄	『大日本史料』第6編3冊462頁
建武3	延元1	1336	7月1日	足利直義制札	宛所	文	文頭の宛所の下に花押	北朝	伊予国 観心寺文書	軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止		足利直義	観心寺宛	『大日本史料』第6編3冊508頁
建武3	延元1	1336	7月1日	一色範氏制札	宛所	文	本文後の日付の下に花押	北朝	肥前国 圓通寺文書	軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止		一色範氏	三間寺宛	『大日本史料』第6編3冊599頁
建武3	延元1	1336	7月5日	高師泰奉書写	なし	文	本文後の日付の下に官途名	北朝	反町実作氏所蔵三浦利田文書	成院障は折拂所であるので、真田平太らの軍勢の乱入することの禁止		高師泰	相田二郎某、四郎兵衛	『南北朝遺文』関東編第1巻181頁
建武3	延元1	1336	7月10日	足利尊氏禁制	宛所	文	文頭に花押	北朝	山越国 久我家文書 國學院大 別院圖書藏	この庄の民屋に軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利尊氏	山越国久我家山山城 國久親正宛	『足利尊氏文書の研究』3解説編149頁
建武3	延元1	1336	7月10日	足利尊氏禁制	宛所	文	文頭に花押	北朝	山越国 久我家文書 國學院大 別院圖書藏	この庄の民屋に軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利尊氏	山越国久我家山山城 國久親正宛	『足利尊氏文書の研究』3解説編152頁
建武3	延元1	1337	7月10日	足利尊氏禁制	宛所	文	文頭に花押	北朝	山越国 久我家文書 國學院大 別院圖書藏	この庄の民屋に軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利尊氏	山越国久我家山山城 國久親正宛	『足利尊氏文書の研究』3解説編155頁
建武3	延元1	1336	8月2日	足利尊氏文書	宛所」事	文	本文後の日付の下に花押	北朝	加賀国 天龍寺文書	軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止		足利尊氏	富樫家宛	『大日本史料』第6編3冊646頁
建武3	延元1	1336	8月6日	足利直義禁制	宛所	文	文頭の宛所の下に花押	北朝	播磨国 大山寺文書	甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利直義	大山寺宛	『大日本史料』第6編3冊654頁
建武3	延元1	1336	8月18日	細川顯氏禁制	禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	北朝	山越国 正傳寺文書	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		細川直義	正傳寺宛	『大日本史料』第6編3冊683頁
建武3	延元1	1336	8月21日	足利直義禁制	宛所	文(1簡条)	本文後の宛所の下に花押	北朝	山越国 鞍馬寺文書	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利直義	なし	『大日本史料』第6編3冊684頁
建武3	延元1	1336	8月29日	足利尊氏禁制	宛所	文(1簡条)	本文後の宛所の下に花押	北朝	山越国 金剛心院藏	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利尊氏	金剛心院宛	『足利尊氏文書の研究』3解説編176頁
建武3	延元1	1336	8月1日	高師泰禁制	宛所	文(1簡条)	本文後の日付の下に官途名と花押	北朝	法隆寺文書 ○宮内府所蔵	甲乙人の乱入狼藉の禁止		高師泰	孝思寺宛	『大日本史料』第6編3冊713頁
建武3	延元1	1336	9月3日	足利尊氏禁制	宛所」事	文(1簡条)	文頭に花押	北朝	正文書 ○紀伊	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利尊氏	小多田社神宮寺及びその社頭	『大日本史料』第6編3冊722頁
建武3	延元1	1336	9月5日	足利尊氏書状	なし	文(1簡条)	本文後の日付の下に「源朝臣」と花押	北朝	神護寺文書 三〇山越	武士の違乱の停止		足利尊氏	高雄寺宛	『大日本史料』第6編3冊726頁
建武3	延元1	1336	9月5日	足利尊氏禁制	宛所	文(1簡条)	文頭の宛所の下に花押	北朝	性海寺文書 ○播磨	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利尊氏	性海寺宛	『大日本史料』第6編3冊726頁
建武3	延元1	1336	9月21日	足利尊氏禁制	事	文(1簡条)	本文後の日付の下に名と花押	北朝	徳禪寺文書 一〇山越	武士の違乱の停止	光厳上皇による花山院兼信の所領安堵とともに発給	足利尊氏	花山院兼信宛	『大日本史料』第6編3冊739-740頁
建武3	延元1	1336	9月21日	足利尊氏禁制	事	文(1簡条)	本文後の日付の下に名と花押	北朝	観心院文書 三〇山越	武士の違乱の停止		足利尊氏	水木僧正御坊宛	『大日本史料』第6編3冊761頁
建武3	延元1	1336	10月12日	足利直義禁制	宛所	文(1簡条)	文頭の宛所の下に花押	北朝	山越国 鞍馬寺文書 ○山越	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利直義	鞍馬寺宛	『大日本史料』第6編3冊825頁
建武3	延元1	1336	10月22日	足利直義禁制	宛所	文(1簡条)	文頭の宛所の下に花押	北朝	近江国 竹生鳥文書 乾 ○近江	軍勢・甲乙人の狼藉の禁止		足利直義	竹生鳥宛	『大日本史料』第6編3冊842頁
建武3	延元1	1336	10月27日	足利尊氏(尊氏)分禁制	宛所	文(1簡条)	文頭の宛所の下に判	北朝	紀伊國續風土記附録	軍勢・甲乙人の狼藉の禁止		足利氏	西福寺宛	『大日本史料』第6編3冊843頁
建武3	延元1	1336	12月19日	高師直書状	事	文	本文後の日付の下に官途名と花押	北朝	河内国 教寺文書 射一ノ十二 ○山越	新開庄では、様々な乱妨により所帯を金うきできないため、もし乱入を行う者がいた場合、厳しく処罰すること	これに応じて制札も発給されたこととえられる	足利尊氏、季者高師直	細川顯氏宛	『大日本史料』第6編3冊919頁
建武4	延元2	1337	1月18日	細川顯氏禁制	禁制	文(1簡条)	本文後の日付の下に官途名と「源朝臣」と花押	北朝	土佐国 香宗我部軍人所蔵文書 ○南志志十二上所収	社内での軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		細川顯氏	相王子社宛	『大日本史料』第6編4冊55頁
建武4	延元2	1337	3月19日	高師直施行状	文	文	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	伯耆国 三寶院文書 ○山越	醍醐寺蓮藏院領伯耆國延保の乱妨を停止すること		高師直	石橋和義宛	『大日本史料』第6編4冊164頁
建武4	延元2	1337	5月15日	一色道敏書下	なし	文	本文後の日付の下に「源朝臣」と花押	北朝	肥前国 肥前修學院文書	甲乙人が兵糧借用のための使者と称して寺社屋に乱入し、乱妨狼藉をするものがあつた場合は近隣の地頭・御家人に文名を注進すること		一色道敏カ	背振山衆徒中宛	『南北朝遺文』九州編第1巻284-285頁
建武4	延元2	1337	5月22日	一色道敏書下	なし	文	本文後の日付の下に「源朝臣」と花押	北朝	肥前国 肥前高城寺文書	甲乙人が兵糧借用のための使者と称して寺社屋に乱入し、乱妨狼藉をするものがあつた場合は近隣の地頭・御家人に文名を注進すること	上と同様	一色道敏	高城寺長老宛	『南北朝遺文』九州編第1巻288-289頁
建武4	延元2	1337	6月11日	足利尊氏書状	文	文	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	南行雜録		これに応じて制札が発給されたか	高師直	細川顯氏	『大日本史料』第6編4冊244頁
建武4	延元2	1337	7月23日	高師直施行状	文	文	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	伯耆国 三寶院文書 ○山越	醍醐寺蓮藏院領伯耆國延保の乱妨を停止すること	同年3月19日の文書と同様	高師直	山名時氏	『大日本史料』第6編4冊164頁
建武4	延元2	1337	8月1日	足利尊氏禁制	禁制	文(1簡条)	本文後の日付の下に花押	北朝	金輪院文書 ○山越	南禅寺は折拂所であるので、堂舎佛閣での乱入狼藉の禁止		足利尊氏	南禅寺宛	『大日本史料』第6編4冊371頁
建武4	延元2	1337	10月12日	足利直義禁制	宛所	文	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	伊勢国 石上寺文書 ○伊勢	軍勢・甲乙人の乱入狼藉の禁止		高師直、足利直義	石上寺宛	『大日本史料』第6編4冊402-403頁
建武4	延元2	1337	11月18日	足利直義禁制	禁制	文	本文後の日付の下に「源朝臣」と花押	北朝	山越国 大通寺文書 ○山越	寺辺寺内での殺生の禁止	他とは異なる様式	足利直義	山越國照心院宛	『大日本史料』第6編4冊440頁
建武4	延元2	1337	11月18日	足利直義禁制	禁制	文	本文後の日付の下に官途名と「源朝臣」と花押	北朝	筑前国 高野山文書 金剛三昧院藏 ○紀伊	源田庄での殺生の禁止		足利直義	金剛三昧院宛	『大日本史料』第6編4冊440頁
建武5	延元3	1338	8月3日	足利氏禁制	宛所」事	文(1簡条)	本文後の日付の下に判	北朝	紀伊国 丹生文書 乾 ○紀伊	甲乙人の乱入狼藉の禁止		足利氏	和泉国近木庄宛	『大日本史料』第6編5冊2頁
建武5	延元4	1339	5月23日	足利直義禁制	事	文	本文後の日付の下に官途名と判	北朝	上杉古文書 一	寺領での武士・甲乙人の違背、殺生の禁止		足利直義	宛名なし	『大日本史料』第6編5冊62-64頁
建武5	延元4	1339	12月13日	足利直義禁制	事	文	本文後の日付の下に官途名と花押	北朝	山越国 廣隆寺文書 乾 ○山越	武士・甲乙人の殺生の禁止		足利直義	桂宮新境内宛	『大日本史料』第6編5冊846頁
建武5	興国2	1341	8月6日	足利尊氏禁制	宛所」事	文	本文後の日付の下に官途名と花押	北朝	摂津国 二 ○攝津	院内での殺生の禁止		高師直	多田院長老宛	『大日本史料』第6編5冊875頁

参考文献

- 小松茂美著『足利尊氏文書の研究』(全4冊)(旺文社、平成9年9月)
佐藤和彦・伊東和彦・山田邦明・角田朋彦編『南北朝遺文』関東編(全6巻)(東京堂出版、平成19-24年)
静岡県編『静岡県史』史料編6中世2(静岡県、平成4年3月)
瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編(全6巻)(東京堂出版、昭和55-平成4年)
東京大学史料編纂所編『大日本史料』(東京大学出版会、明治34-刊行中)
松岡久人編『南北朝遺文』中國四國編(全6巻)(東京堂出版、昭和62-平成7年)